

第2章

「共生」

人と自然が共に生きるまち

1. 自然環境保全

(1) 自然環境の保全を行う市民活動

本市の恵まれた自然環境は、鳴瀬川・吉田川・定川などの水が太平洋に流れ込む豊かな水環境と、国の「特別名勝松島」に指定される奥松島の景観として、広く全国に知られています。

この景観を保全するため市民団体等による清掃活動が行われています。

平成 23 年度の東日本大震災により壊滅的打撃を受け、多くの団体が活動を休止することとなりました。

しかし、復旧復興が進む中新たに参加する団体も現れ、徐々に震災前の景観を取り戻し、市民団体等によるボランティア清掃活動が再開されています。

◇主な活動団体等

- 東松島市定川清流化推進協議会・・・定川の清掃
- 定川を守る会・・・・・・・・定川の清掃
- 野蒜まちづくり協議会・・・・・・・・東名運河の清掃
- チーム石塚・・・・・・・・野蒜海岸の清掃
- サポートチーム G・・・・・・・・野蒜海岸の清掃
- 浜市サーフィングクラブ・・・・・・・・浜市海岸の清掃



2. 森林・農地・海域・河川の保全

本市は、「特別名勝松島」という世界に誇る風光明媚な景勝地を有し、美しい松林を守るため森林病虫害防除事業などを行い保全に努めています。

農地は生産基盤としての機能のみでなく、保水、遊水機能、緑空間形成など公益的機能があり、農村環境整備計画に基づく整備が必要です。

松島湾をはじめとする沿岸域では、一級河川鳴瀬川、吉田川から運ばれる豊富で良質な水により、古くから「のり・かき」の養殖業漁場として活用され、地域に多くの恵みを与えてきました。

水質を保全するためには、生活排水・工場排水対策と併せ養殖業等の適正な管理も必要です。

(1) 森林の保全

①松くい虫防除事業

市域の景観形成・環境保全に重要な役割を担っている緑の松を守るため、薬剤の地上散布や薬剤樹幹注入による防除や被害の蔓延を防止するための被害木伐倒駆除を行っております。

東日本大震災の影響による航空防除の実施不能及び夏期の高温・少雨により宮戸地区の被害が激増しており、その対策が急務となっております。

◇平成 25 年度事業実績

事業内容	事業量	事業箇所
被害木調査	—	市内全域
防除	0.97ha	薬剤地上散布
予防薬剤樹幹注入	65 本	関の内グランド外
伐倒処理	材積：2,714.56 m ³ 6,280 本	市内全域

資料：市農林水産課

(2) 農地の保全

① 農地の適正管理の推進

本市の農地に関する環境整備については、「東松島市農村環境計画書」のなかで環境整備を進めておりましたが、東日本大震災の影響により、市内農地のほぼ半分が津波により浸水し、沿岸部の農地においては壊滅的な被害を受けております。

被災の状況により、宮城県による除塩やガレキ及び汚泥の除去を行ない又、地域では復興組合を組織し、農業者によるゴミやガレキ及び汚泥の除去及び除草等を行い復旧に努めております。

さらに、矢本地区の被災農地で合意形成の図られた地区については、ほ場整備事業を併せ復旧整備を行っております。

「東松島市農村環境計画書」の地区別整備計画の整備コンセプトは次のとおりです。

- (a) 高生産ゾーン・・・景観や環境にも配慮しながら生産性の高い整備の推進
- (b) 里山保全ゾーン・・・自然と生産の維持保全を図りながら交流の拠点づくりの推進
- (c) 海岸交流ゾーン・・・海辺を中心とした農村と都市との交流基盤整備の推進
- (d) 集落環境ゾーン・・・安心の礎となるゆとりと潤いのある生活環境整備の推進

(3) 海域の保全

①沿岸域の環境保全

漁業区域や沿岸域の環境保全を図るため、海岸に流れ着く養殖いかだや魚網などの撤去清掃作業を漁業関係者や市民ボランティアの手によって、毎年定期的に行われておりましたが、東日本大震災の影響により、壊滅的な被害を受けた沿岸及び海域のガレキの撤去を国・県・市・漁業者が分担及び連携して行っております。

②生態系の破壊

東日本大震災の影響により、本市の沿岸は大量のガレキと藻場・干潟の喪失、海底の変化等により沿岸域の漁場の生態系は大きく変化しました。

元々、アサリ漁場については、平成16年に東名・里浜海岸で確認された外来種の「サキグロタマツメタ貝」による捕食被害が発生しており、以降東名海岸では潮干狩りが中止に追いやられております。

アサリ資源の保護のため、漁業関係者及び地元小学生等による定期的な駆除活動が行われておりましたが、東日本大震災の発生以降、地盤沈下や津波による浸食により、アサリ漁場は機能できない状況で、再開に向け宮城県による漁場調査を行っております。

(4) 河川の保全

①河川管理事業

本市は、一級河川「鳴瀬川」、「吉田川」及び二級河川「定川」の3河川と歴史ある「東名運河」及び「南北上運河」を有しています。

国及び県が管理する河川区域等の除草・清掃作業については、各管理者が行い、風光明媚な郷土の自然の保全と継承に努めています。

3. 動植物の保護

(1) 動物

本市域には多くの野生動物が生息しており、代表的なものとして、ほ乳類はノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンリスです。帰化種のハクビシンについては、石巻地域で 1948 年頃に現れ、国内では最も早い時期の生息確認地となっています。競合種が少ないため個体数が増え、農作物、家屋侵入による糞尿被害が出ています。

魚類はギンブナ、ニゴイ、ビリンゴ、鳥類はウグイス、キジバト、スズメ、両生類ではウシガエル、昆虫類はアゲハチョウ、チッチゼミ、オニヤンマ、ノコギリクワガタなどが確認されています。

矢本地区では、準絶滅危惧のホトケドジョウ、メダカなどが確認されており、鳴瀬地区においては平成 24 年 9 月 7 日に行なった現地調査で準絶滅危惧のミサゴ、ニホンアカガエル、メダカ、オオヒカゲのほか絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシやチョウトンボが確認されています。

(2) 植物

環境省の自然環境保全基礎調査によると、代表的なものとしてクロマツ林、アカマツ林、スギやヒノキなどの植物地が点在していることが確認されています。

矢本地区では、平成 15 年に現地調査が行われ、数多くの植物が確認されています。その中でも宮城県レッドデータブックで準絶滅危惧のミズニラが確認されています。

また、鳴瀬地区においては、海岸部の岩上等に見られるコハマギクや砂浜ではハマナスが生育しているほか、絶滅危惧Ⅰ類に位置づけられている貴重な在来種であるセッコクも確認され、地域のボランティア団体が保護に努めています。



セッコク



ミズニラ